

埼玉県における 4 月 1 日以降の段階的緩和措置等の実施に伴う

市民への不要不急の外出自粛の周知について

令和 3 年 3 月 2 9 日
飯 能 市

埼玉県における 4 月 1 日以降の段階的緩和措置等の実施に伴い、段階的緩和期間における市民への不要不急の外出自粛の周知については、次のとおり実施します。

◆ 周知方法

(1) 防災行政無線の放送による周知

〔実 施 期 間〕 令和 3 年 4 月 1 日（木）から令和 3 年 4 月 2 1 日（水）

〔放送日及び回数〕 原則として、1 日 1 回

〔放 送 時 間〕 午前又は午後、夕方

(2) 市ホームページ、飯能市メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、飯能市ご当地アプリによる周知

(3) 飯能日高テレビによる周知

(4) 公共施設へのポスター掲示等による周知

(5) 市役所窓口等における来庁者へのチラシ配布による周知

(6) 市立保育所、小中学校における学校だより等による周知

参考) 防災行政無線等による周知内容

新型コロナウイルス感染症の感染が再拡大しないよう、市民の皆様には日中も含めた不要不急の外出を控え、気を緩めることなく、基本的な感染予防の徹底をお願いします。